

2023年6月27日

各 位

会 社 名 東洋機械金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 田畑 禎章
(コード： 6210 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画室長 酒井 雅人
(TEL 078-942-2345)

特別調査委員会からの調査報告書の受領日程について

当社は、2023年5月25日付「当社海外子会社における不適切な行為の疑義発覚に関するお知らせ」及び2023年5月26日付「特別調査委員会の設置及び第149回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」で公表のとおり、当社の海外子会社の従業員により同社の預金が私的に流用されている可能性があることについて、事実関係の調査及び原因の究明並びに再発防止策の提言等を目的として、特別調査委員会に調査を依頼し、同委員会により調査が進められております。特別調査委員会からの調査報告書の受領日程について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の調査報告書の受領日見通し

7月下旬(20日前後)

2. 本件事案の概要

当社が現時点で認識している事項について記載いたしますが、行為者である従業員（以下「従業員A」といいます。）からの供述が得られておらず、かつ調査中の事項を多分に含むため、事実関係には不透明な部分がございます。本件については特別調査委員会による客観的かつ専門的な見地からの調査が進められており、上記日程にて調査報告書を受領するとともに、その内容を開示予定でございます。より正確かつ詳細な内容につきましては、調査報告書の開示をお待ちください。

当社は、中国子会社の董事総経理より、2022年度会計監査(5月17日～5月19日で実施)の過程で銀行預金残高と帳簿残高に約2,800万元(約532百万円、2022年12月人民元レート19.01円/円で換算)の差異がある旨の報告を受けました。これを受け当社は、直ちに当該差異の発生等を太陽有限責任監査法人へ報告し、当該監査法人等による追加的な監査が必要となるに至りました。

本件事案につきましては、従業員Aが、当社中国子会社の預金を、ネットバンキングの操作を通じて自由に資金移動させることができたことを奇貨として、当社中国子会社の銀行口

座の預金を従業員 A の個人口座等へ資金移動させることにより行われたものであります。当社中国子会社においては、ネットバンキングの操作キー及び承認キー並びにパスワードを管理していた者は従業員 A のみであったことから、従業員 A による単独行為であるものと考えられましたが、事実関係の詳細や原因究明等を行うためには特別調査委員会による専門的な調査が必要と判断し、2023 年 5 月 26 日付「特別調査委員会の設置及び第 149 回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」に記載のとおり、特別調査委員会を設置のうえ、同委員会により調査を進めていただいているところであります。なお、当社は、現地会計事務所による会計監査を受けている 2021 年度以前の過年度については、会計監査を通じて銀行口座残高と帳簿残高の期末における有意な差異がないことが確認されていると考えられることから、過年度への影響は少ないと現時点では判断しているものの、従業員 A は、過去から中国子会社の預金管理を行っていた可能性があること、また、当社中国子会社では個別の資金移動の手順を定めた社内規則は存在せず、従業員 A がネットバンキングを利用して資金移動を行った後に 1 か月分の資金移動に関する支払伝票を総経理に提出し事後承認を受けるという慣行になっていたところ、従業員 A は私的な資金移動については総経理へ資料提出及び報告をしていなかった可能性のあることが確認されており、これらの事実からして、従業員 A が、何らかの方法で過年度の会計監査を潜り抜けること等により、2021 年度以前も同様の不正を行っていた可能性そのものは否定できませんが、この点についても特別調査委員会による調査が行われるものと考えております。

特別調査委員会においては、関係者へのヒアリングの実施、特別調査委員会の調査の目的を達成するために必要な情報を有している可能性がある役職員及びその他の関係者について業務上利用されているメールサーバー等のデータのデジタルフォレンジックの実施、ヒアリング対象者等から提供を受けた資料及びデジタルフォレンジックで検出された資料の内容の調査の実施等を行っており、7 月下旬（20 日前後）に調査報告書がまとめられ受領できる見込みとなっております。

3. 今後の見通し

上記のとおり、特別調査委員会の調査報告書につきましては、7 月下旬を目途に受領する予定であります。そのため、第 149 期有価証券報告書の法定提出期限である 2023 年 6 月 30 日までに当社の 2023 年 3 月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続きを完了させることができず、当該有価証券報告書を提出できない見込みとなりました。以上のとおり、金融商品取引法第 24 条第 1 項に定める有価証券報告書の提出期限までに第 149 期有価証券報告書の提出ができなくなったことから、関係当局と調整の上、必要な対応を行ってまいります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大のご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。当社としましては、特別調査委員会、監査法人に全面的に協力し、一日も早く決算確定を行なえるよう鋭意努力してまいる所存です。

以上